

福岡県医発第1159号(地)

平成16年10月1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



福岡県未熟児等養育強化推進事業実施要領の一部改正について(通知)

標記の件につきまして、県より別添の通り通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂





16児 第2401号
平成16年 9月24日

福岡県医師会長殿

福岡県保健福祉部長
(児童家庭課)

福岡県未熟児等養育強化推進事業実施要領の一部改正について（通知）

母子保健の向上を図ることを目的として実施している標記事業（平成15年7月18日付、15児母保第58号）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

なお、改正後の「福岡県未熟児等養育強化及び産後うつ予防対策事業実施要領」全文は、別添のとおりです。

記

- 1 「福岡県未熟児等養育強化推進事業実施要領新旧対照表」
- 2 「福岡県未熟児等養育強化及び産後うつ予防対策事業実施要領」（改正後）



福岡県未熟児等養育強化及び産後うつ予防対策事業実施要領

- 1 目的
周産期医療の進歩により、未熟児等の出生は増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えている。また、産褥期はメンタルヘルスのハイリスク期であることから、未熟児等の母親の「産後うつ」を予防することは重要である。
そこで、これら未熟児等を持つ保護者を対象に、早期より適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制の整備を図るとともに、未熟児等に関する育児冊子を作成し活用することで、育児不安を軽減し、産後うつ予防及び未熟児等の健やかな成長を促すことを目的とする。
- 2 実施主体
福岡県（3の（1）のイ、ウは保健福祉環境事務所、3の（1）のア及び（2）は本庁において実施する。）
- 3 未熟児等養育支援事業は次のとおりとする。
（1）未熟児等地域ケアシステム整備事業
ア 支援システム推進会議の設置
（イ）構成員
医療関係者、保健福祉環境事務所職員、市町村職員、保育関係者、福祉関係者、療育関係者、親の会代表等で構成する。
（ロ）内容
a 保健福祉環境事務所を中心とした関係各機関の役割と連携の方法等、未熟児等を持つ保護者への支援のあり方について協議をする。
b 育児冊子作成検討会を設置し、（2）のア、イに基づき育児冊子を作成する。
イ 未熟児等保健・医療連携事業
（ロ）対象者
福岡県内（北九州市、福岡市、大牟田市を除く）に住所を有し、かつ福岡県内指定養育医療機関に入院中の養育医療対象未熟児とその保護者
（ハ）実施内容
未熟児等が医療機関入院中に、保健福祉環境事務所の職員が必要に応じて医療機関を訪問し、医師等及び保護者との円滑な連携のもと、未熟児等の発達状況等の把握に努め、退院後も継続して訪問、相談等の育児支援を実施する。
（ニ）実施方法
a 保健福祉環境事務所は、未熟児養育医療給付申請時等を利用し、保護者に事業主旨の説明を行い、同意を得よう努める。
b 保健福祉環境事務所職員は、原則として未熟児等が退院するまでに、主治医等及び保護者と連絡の上、医療機関を訪問し、未熟児等の発達状況等の把握に努める。その際、可能な限り、保護者の同席を求めるように努める。
c 保健福祉環境事務所職員は、未熟児が退院後も主治医等との連携のもと、母子保健法第19条に基づき家庭訪問、相談等を行い、保護者の育児不安の軽減に努める。
（ホ）実施担当者
助産師、保健師等により行う。

福岡県未熟児等養育強化推進事業実施要領

- 1 目的
周産期医療の進歩により、未熟児等の出生は増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えている。
そこで、これら未熟児等を持つ保護者を対象に、早期より適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制の整備を図るとともに、未熟児等に関する育児冊子を作成し活用することで、育児不安の軽減及び未熟児等の健やかな成長を促すことを目的とする。
- 2 実施主体
福岡県（3の（1）のイ、ウは保健福祉環境事務所、3の（1）のア及び（2）は本庁において実施する。）
- 3 未熟児等養育支援事業は次のとおりとする。
（1）未熟児等地域ケアシステム整備事業
ア 支援システム推進会議の設置
（イ）構成員
医療関係者、保健福祉環境事務所職員、市町村職員、保育関係者、福祉関係者、療育関係者、親の会代表等で構成する。
（ロ）内容
a 保健福祉環境事務所を中心とした関係各機関の役割と連携の方法等、未熟児等を持つ保護者への支援のあり方について協議をする。
b 育児冊子作成検討会を設置し、（2）のア、イに基づき育児冊子を作成する。
イ 未熟児等保健・医療連携事業
（ロ）対象者
福岡県内（北九州市、福岡市、大牟田市を除く）に住所を有し、かつ福岡県内指定養育医療機関に入院中の養育医療対象未熟児とその保護者
（ハ）実施内容
未熟児等が医療機関入院中に、保健福祉環境事務所の職員が必要に応じて医療機関を訪問し、医師等及び保護者との円滑な連携のもと、未熟児等の発達状況等の把握に努め、退院後も継続して訪問、相談等の育児支援を実施する。
（ニ）実施方法
a 保健福祉環境事務所は、未熟児養育医療給付申請時等を利用し、保護者に事業主旨の説明を行い、同意を得よう努める。
b 保健福祉環境事務所職員は、原則として未熟児等が退院するまでに、主治医等及び保護者と連絡の上、医療機関を訪問し、未熟児等の発達状況等の把握に努める。その際、可能な限り、保護者の同席を求めるように努める。
c 保健福祉環境事務所職員は、未熟児が退院後も主治医等との連携のもと、母子保健法第19条に基づき家庭訪問、相談等を行い、保護者の育児不安の軽減に努める。
（ホ）実施担当者
助産師、保健師等により行う。

ウ 未熟児等子育てグループ支援教室

(1) 実施内容

心身の発達や育児について、同じ悩みや不安を抱える未熟児等の親を対象としたグループによる子育て支援教室を開催する。

なお、この教室は「産後うつ予防」のための自助グループ支援を含むものとする。

(1) 実施回数

概ね低出生体重児出生数 100 人につき 1 クール（3 回シリーズ）の割合で開催する。

(2) 実施担当者

医師、助産師、保健師、栄養士等により行う。

(1) 実施場所

原則として、保健福祉環境事務所において実施するものとする。

(2) 産後の母親支援のための育児冊子作成

ア 対象者

未熟児等子育てグループ支援教室参加者

イ 事業内容

産後の心身の変化を正しく理解し、産後うつを予防し、安心して子育てができるための内容を盛り込んだ冊子を作成する。

4 関係機関との連携

未熟児等養育強化推進事業の実施に当たり、医師会、市町村その他関係団体等への周知を図るとともに十分な連携に努め、当該事業の実施について協力を求めるものとする。

5 事業実施計画及び実績報告

保健福祉環境事務所長は、3 の（1）のイについては、毎月 10 日までに事業実績報告書（様式第 1 号・様式第 2 号）を保健福祉部児童家庭課長に提出するものとする。なお、（1）のウについては、実施計画書（様式第 3 号・様式第 4 号）を提出するとともに、事業終了後は速やかに事業実績報告書（様式第 4 号・様式第 5 号）を提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たって必要な事項については、知事が別に定める。

7 施行期日

この要領は、平成 13 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 24 日から施行する。

ウ 未熟児等子育てグループ支援教室

(1) 実施内容

心身の発達や育児について、同じ悩みや不安を抱える未熟児等の親を対象としたグループによる子育て支援教室を開催する。

(1) 実施回数

概ね低出生体重児出生数 100 人につき 1 クール（3 回シリーズ）の割合で開催する。

(2) 実施担当者

医師、助産師、保健師、栄養士等により行う。

(1) 実施場所

原則として、保健福祉環境事務所において実施するものとする。

(2) 産後の母親支援のための育児冊子作成

ア 対象者

未熟児等子育てグループ支援教室参加者

イ 事業内容

産後の心身の変化を正しく理解し、安心して子育てができるための内容を盛り込んだ冊子を作成する。

4 関係機関との連携

未熟児等養育強化推進事業の実施に当たり、医師会、市町村その他関係団体等への周知を図るとともに十分な連携に努め、当該事業の実施について協力を求めるものとする。

5 事業実施計画及び実績報告

保健福祉環境事務所長は、3 の（1）のイについては、毎月 10 日までに事業実績報告書（様式第 1 号・様式第 2 号）を保健福祉部児童家庭課長に提出するものとする。なお、（1）のウについては、実施計画書（様式第 3 号・様式第 4 号）を提出するとともに、事業終了後は速やかに事業実績報告書（様式第 4 号・様式第 5 号）を提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たって必要な事項については、知事が別に定める。

7 施行期日

この要領は、平成 13 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 17 日から施行する。

福岡県未熟児等養育強化及び産後うつ予防対策事業実施要領

1 目的

周産期医療の進歩により、未熟児等の出生は増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えている。また、産褥期はメンタルヘルスのハイリスク期であることから、未熟児等の母親の「産後うつ」を予防することは重要である。

そこで、これら未熟児等を持つ保護者を対象に、早期より適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制の整備を図るとともに、未熟児等に関する育児冊子を作成し活用することで、育児不安を軽減し、産後うつの予防及び未熟児等の健やかな成長を促すことを目的とする。

2 実施主体

福岡県（3の（1）のイ、ウは保健福祉環境事務所、3の（1）のア及び（2）は本庁において実施する。）

3 未熟児等養育支援事業は次のとおりとする。

(1) 未熟児等地域ケアシステム整備事業

ア 支援システム推進会議の設置

(イ) 構成員

医療関係者、保健福祉環境事務所職員、市町村職員、保育関係者、福祉関係者、療育関係者、親の会代表等で構成する。

(ロ) 内容

a 保健福祉環境事務所を中心とした関係各機関の役割と連携の方法等、未熟児等を持つ保護者への支援のあり方について協議をする。

b 育児冊子作成検討会を設置し、(2)のア、イに基づき育児冊子を作成する。

イ 未熟児等保健・医療連携事業

(イ) 対象者

福岡県内（北九州市、福岡市、大牟田市を除く）に住所を有し、かつ福岡県内指定養育医療機関に入院中の養育医療対象未熟児とその保護者

(ロ) 実施内容

未熟児等が医療機関入院中に、保健福祉環境事務所の職員が必要に応じて医療機関を訪問し、医師等及び保護者との円滑な連携のもと、未熟児等の発達状況等の把握に努め、退院後も継続して訪問、相談等の育児支援を実施する。

(ハ) 実施方法

a 保健福祉環境事務所は、未熟児養育医療給付申請時等を利用し、保護者に事業主旨の説明を行い、同意を得るよう努める。

b 保健福祉環境事務所職員は、原則として未熟児等が退院するまでに、主治医等及び保護者と連絡の上、医療機関を訪問し、未熟児等の発達状況等の把握に努める。その際、可能な限り、保護者の同席を求めるように努める。

c 保健福祉環境事務所職員は、未熟児が退院後も主治医等との連携のもと、母子保健法第19条に基づき家庭訪問、相談等を行い、保護者の育児不安の軽減に努める。

(ニ) 実施担当者

助産師、保健師等により行う。

ウ 未熟児等子育てグループ支援教室

(7) 実施内容

心身の発達や育児について、同じ悩みや不安を抱える未熟児等の親を対象としたグループによる子育て支援教室を開催する。

なお、この教室は「産後うつ予防」のための自助グループ支援を含むものとする。

(4) 実施回数

概ね低出生体重児出生数 100 人につき 1 クール（3 回シリーズ）の割合で開催する。

(5) 実施担当者

医師、助産師、保健師、栄養士、臨床心理士等により行う。

(1) 実施場所

原則として、保健福祉環境事務所において実施するものとする。

(2) 産後の母親支援のための育児冊子作成

ア 対象者

未熟児等子育てグループ支援教室参加者

イ 事業内容

産後の心身の変化を正しく理解し、産後うつを予防し、安心して子育てができるための内容を盛り込んだ冊子を作成する。

4 関係機関との連携

未熟児等養育強化推進事業の実施に当たり、医師会、市町村その他関係団体等への周知を図るとともに十分な連携に努め、当該事業の実施について協力を求めるものとする。

5 事業実施計画及び実績報告

保健福祉環境事務所長は、3 の（1）のイについては、毎月 10 日までに事業実績報告書（様式第 1 号・様式第 2 号）を保健福祉部児童家庭課長に提出するものとする。なお、（1）のウについては、実施計画書（様式第 3 号・様式第 4 号）を提出するとともに、事業終了後は速やかに事業実績報告書（様式第 4 号・様式第 5 号）を提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たって必要な事項については、知事が別に定める。

7 施行期日

この要領は、平成 13 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 24 日から施行する。